

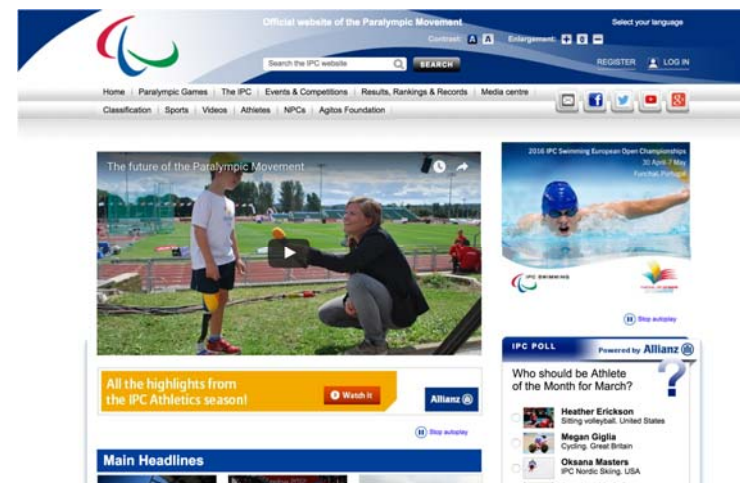
IPCガイドラインと パラリンピックアスリートの活動実態

東京大学大学院 工学系研究科
建築学専攻 准教授
松田 雄二

1. IPCガイドラインとは

1-1. IPCアクセシビリティ作業部会の検討

国際パラリンピック協会（International Paralympic Committee、以下「IPC」とします）は、その名の通りパラリンピックを主催し、また関係する各種団体を統轄する協会です。

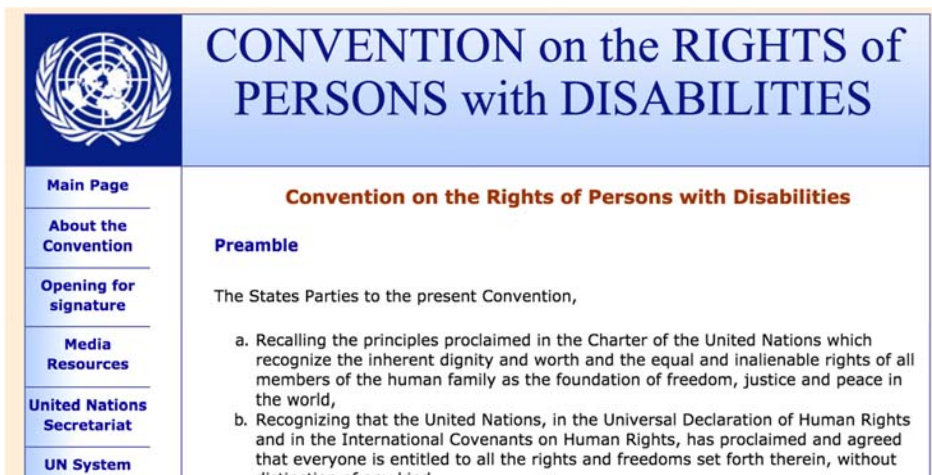


IPCホームページ (<https://www.paralympic.org/>)

1. IPCガイドラインとは

1-1. IPCアクセシビリティ作業部会の検討

IPCでは2006年に世界各地から専門家を集め「IPCアクセシビリティ作業部会」を設置。これは、2006年に国連総会で採決された「障害者の権利に関する条約」を受けたものです。

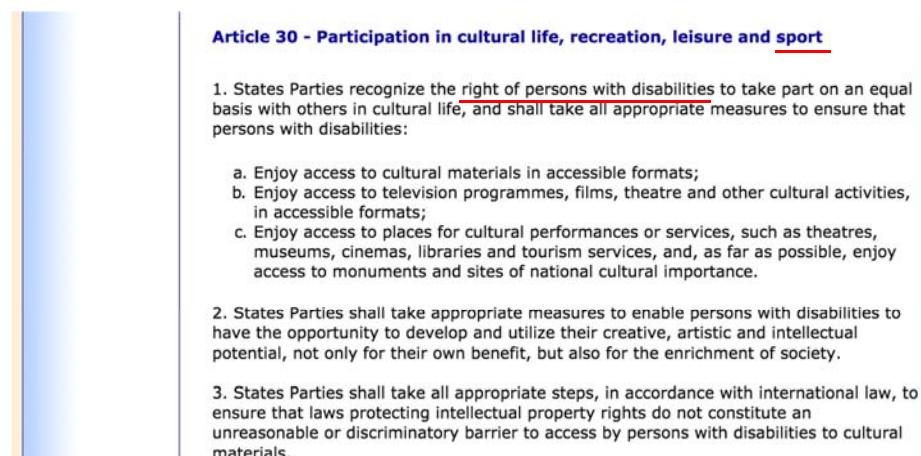


「障害者の権利に関する条約」(国連ホームページより)

1. IPCガイドラインとは

1-1. IPCアクセシビリティ作業部会の検討

この「障害者の権利に関する条約」のなかで、はじめて「スポーツへの参加」が「障害のある人の権利（Rights of Persons with Disabilities）」と定められたためです。



国連ホームページより「障害者の権利に関する条約」(下線は引用者による)

1. IPCガイドラインとは

1-1. IPCアクセシビリティ作業部会の検討

IPCアクセシビリティ作業部会は、2009年にはじめて「アクセシビリティガイド」（以下「IPCガイド」とします）を作成。その後2013年、2015年に改訂を行い、現在に至ります。



IPCアクセシビリティガイド(左:2013年版、右:2015年版、IPCホームページより)

1. IPCガイドラインとは

1-1. IPCアクセシビリティ作業部会の検討

福祉のまちづくり学会では、日本パラリンピック委員会からの要請を受け、この度IPCガイドの翻訳チェック作業を行いました。私も、作業担当者としてお手伝い致しました。

アクセシビリティガイド英文和訳翻訳チェック作業担当者（五十音順）

- 秋山 哲男(中央大学研究開発機構 教授)
- 稲垣 具志(日本大学理工学部交通システム工学科 助教)
- 江守 守(日本大学理工学部交通システム工学科 助教)
- 川内 美彦(東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授)
- 古瀬 敏(静岡文化芸術大学 名誉教授)
- 澤田 大輔(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団バリアフリー推進部 担当課長)
- 高橋 儀平(東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授)
- 竹島 恵子(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団バリアフリー推進部 担当課長)
- 別府 知哉(八千代エンジニアリング株式会社総合事業本部社会計画部技術第二課 課長)
- 松田 雄二(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授)

1. IPCガイドラインとは

1-2. IPCアクセシブルガイドの内容

IPCガイドの内容を見る前に、IPCガイドの「序文と背景」を見てみましょう。そこには、本ガイドの2つの役割が規定されています。

- 1)会場やサービスを設計する際の、包括的な基準を必要とする大会開催都市のニーズに応えること。さらに、ガイドは、世界中のどのようなイベントよりもはるかに厳しいアクセシビリティの要求を伴う、パラリンピック大会の領域で生じる付加的な要求にも応える。
- 2)世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ること。世界を見渡しても、建築基準を含めて法整備がまだ不十分で、この分野の実務も十分確立していないところが多い。

IPCガイド「I. 序文と背景」より引用

1. IPCガイドラインとは

1-2. IPCアクセシブルガイドの内容

私が重要だと思うのは、2つめの点です。つまり、このIPCガイドは「世界のアクセシビリティ」の向上をめざすもので、スポーツイベントに限定されたものではありません。

- 1)会場やサービスを設計する際の、包括的な基準を必要とする大会開催都市のニーズに応えること。さらに、ガイドは、世界中のどのようなイベントよりもはるかに厳しいアクセシビリティの要求を伴う、パラリンピック大会の領域で生じる付加的な要求にも応える。
- 2)世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ること。世界を見渡しても、建築基準を含めて法整備がまだ不十分で、この分野の実務も十分確立していないところが多い。

IPCガイド「I. 序文と背景」より引用

1. IPCガイドラインとは

1-2. IPCアクセシブルガイドの内容

これに引き続き、「本書は、単なる設計基準に関する追加マニュアルではな」とされ、具体的な目的として「1) 国際的に認められた基準の形成」「2) パラリンピック大会構成員のニーズへの対応」の2つが示されます。

1) 国際的に認められた基準の形成

現在、アクセシビリティに関する法律、設計基準、実務は世界中ばらばらで、充実した方針や法律を制定している国々同士でさえ例外ではない。

このようなばらつきがあるため、どれが「国際的に認められた」基準なのかは定かではなく、自国の都市環境に適用するために同等基準を採用しようと考えている国は、国際的に認められたモデル以外の採用にはこの足を踏んでしまうので、結果として採用が遅れている。

それゆえ、IPCは本書の開発を進めながら、世界中から関連情報を入手し、違いを評価した上で合理化し、最終的には一連の設計基準を作り上げ、世界的に可視性の高い大会を通じてそれらが「国際的に認められた」ものとなり得るように目指した。

IPCガイド「I. 序文と背景」より引用

1. IPCガイドラインとは

1-2. IPCアクセシブルガイドの内容

これらを読むと、後者は確かにパラリンピックを目的としていますが、前者はむしろ世界のアクセシビリティ水準を引き上げることを目的としている、と理解できます。

2) パラリンピック大会構成員のニーズへの対応

本書は、大会の構成員に関するものである。とは言え、特にパラリンピック大会に参加する一部クライアントグループは、人数の多さや要求水準の高さゆえに、アクセシビリティに関する彼らのニーズに対する大会主催者の対応を極めて難しいものになっている。

(中略)

したがって本書は、開催都市(または将来開催都市となる可能性のある都市)とOCOGが、極めて初期の段階から、大会に関連するニーズを理解し、ニーズに基づいて参加者全員にとってバリアフリーな環境の設計にとりかけられるよう、手引きとなることを目指している。

IPCガイド「I. 序文と背景」より引用

1. IPCガイドラインとは

1-2. IPCアクセシブルガイドの内容

次に、IPCガイドの目次を見てみましょう。各章の内容も、簡単に書きだしました。以下、第2章と第3章の内容を、もう少し詳しく説明します。

第1章 はじめに: 主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則

第2章 技術仕様: テーマの分類は、都市環境の主要要素に従い、アクセスと移動、アメニティ、ホテルとその他宿泊施設、交通手段、刊行物とコミュニケーションを含む

第3章 アクセシビリティトレーニング: スタッフと大会ボランティアを対象とした、アクセシビリティと接遇・気づきのトレーニングについて

第4章 大会の要件: 大会の社会的基盤(競技会場、選手村、競技会場以外の場所)に関する要件

第5章: アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して: 大会の招致に成功した都市が、アクセシブルでインクルーシブな大会を保証するためにの基本原則と主要要素

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章: 技術使用」について

第2章では、施設やアメニティ、そしてサービスに関する諸基準が示されています。テーマは5つに分けられ、テーマごとにさらにサブテーマが設けられています。

【アクセスと移動経路】

通路と歩行空間、傾斜路、階段、路面、舗装、仕上げ、家具、カウンター、サービスエリア、入口と出口、ドアとドア周辺部、エレベーターとエスカレーター、非常時の対応策

【アメニティ】

会場の座席、トイレ、シャワー、浴室、更衣室

【ホテル及びその他宿泊施設】

アクセシブルルーム、車いす使用者に配慮した客室、宿泊施設内の他のサービス

【刊行物とコミュニケーション】

刊行物、ウェブサイト基準、公衆電話とインターネット環境、表示サイン、補聴援助機器

【輸送手段】

道路輸送手段、鉄道輸送手段、航空輸送手段、海上輸送手段【

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

具体的に【アクセスと移動経路】の「通路と歩行空間」の中の通路の基準です。ハートビル法では必須1,200mm、推奨が1,800mmなので、ほぼ同等と言えます。

通路

施設内ではくまなく移動できる有効な幅員の通路を確保し、車いすまたはハンドル型電動車いすの使用者、ベビーカーを押している人、または2人が並んで移動できるようにしなければならない。歩行者用通路の最小幅員として1,000mm必要である。

通行量が多い、転回部がある、または長さが30mを超える通路は、円滑な移動に必要なスペースについて検討しなければならない。車いす使用者と歩行者のすれ違いを可能にする最小幅員は1,500mm、2人の車いす使用者がすれ違うための幅員のベストプラクティスは1,800mmである。競技会場で、観客が利用する可能性のあるエリアは、全てこの1,800mmの基準を守らなければならない。

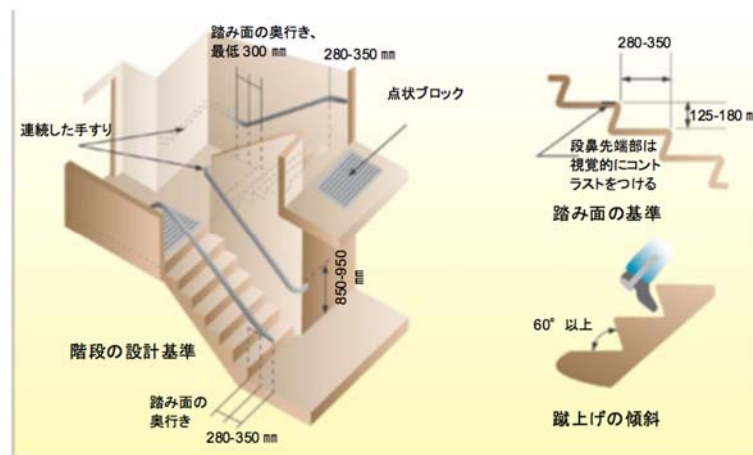


IPCガイドより抜粋

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

同じく【アクセスと移動経路】の「通路と歩行空間」の中の階段の基準です。ハートビル法では推奨が蹴上げ160mm以下、踏み面300mm以上と、むしろ日本の方が厳しい。



IPCガイドより抜粋

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

面白いのはここからです。【アクセスと移動経路】には、「家具、カウンター、サービスエリア」などという、「これが移動経路か」と思わせる項目が含まれています。

【アクセスと移動経路】

通路と歩行空間、傾斜路、階段、路面、舗装、仕上げ、**家具、カウンター、サービスエリア**、入口と出口、ドアとドア周辺部、エレベーターとエスカレーター、非常時の対応策

【アメニティ】

会場の座席、トイレ、シャワー、浴室、更衣室

【ホテル及びその他宿泊施設】

アクセシブルルーム、車いす使用者に配慮した客室、宿泊施設内の他のサービス

【刊行物とコミュニケーション】

刊行物、ウェブサイト基準、公衆電話とインターネット環境、表示サイン、補聴援助機器

【輸送手段】

道路輸送手段、鉄道輸送手段、航空輸送手段、海上輸送手段

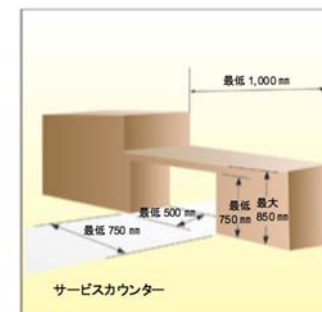
1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

ここでまず示されるのが、「受付及びサービスエリア」の家具。これは、車いす利用者の方のアクセスを差別なく確保するという意味で、わかりやすいですね。

受付及びインフォメーションデスク

受付デスク、登録カウンター、及びその他一般的なカウンターは、高さが最大850mm、カウンター下の膝クリアランス(車いすでそのまま入れるスペース)750mm(高さ)×750mm(幅)×500mm(奥行き)で、メインサービスエリアに設置しなければならない。車いす使用者用の別カウンターあるいはサービスエリアを分離することは認められない。立位利用者用の高いサービスエリアも用意してもよいが、メインサービスエリアはアクセシブルとしなければならない。

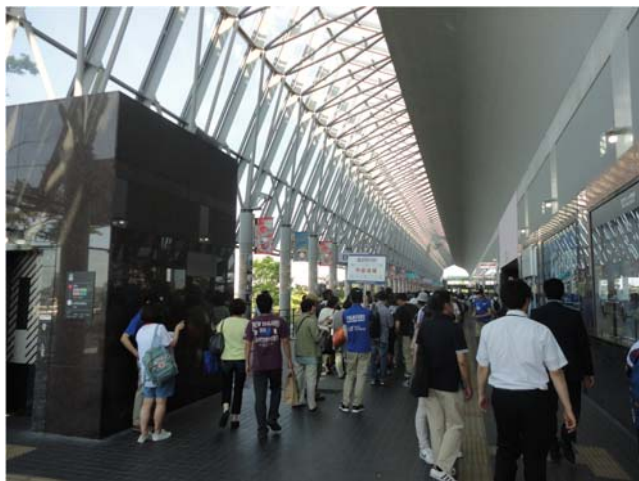


IPCガイドより抜粋

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

引き続いて示されるのが「待機エリア、行列エリア」そして「飲食物販売店、飲食施設」「レストラン、ラウンジ、フードコート」の座席」と続きます。



(参考)札幌ドームの行列エリア

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

例えば「売店や飲食施設のカウンター」の節には、以下のような事柄が述べられています。車いす利用者だけでなく、腕に力が入らない人についても考えられている。

これらエリアには、以下が備わっていなければならない。

- ・メインサービスエリアとして全ての利用者に対応する、床から850mmの低めのカウンターを組み込み、レジエリアには車いす使用者や手が届かない人、**腕力のない人をサポート**するために販売員が出ることができるように、最低600mmの出入口を設けた、**誰もが使うことができるカウンター**を設ける
- ・**車いす使用者が店員と対面で支払い**できるように、レジ/サービスカウンターの下に膝クリアランスを設ける(最低限の寸法は幅750mm、奥行き500mm、床からのクリアランス750mm)

最小幅員1,000mmの通路では、展示物や商品を並べたりしない。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

「飲食物販売店」に至っては、「調味料カウンター」やゴミ箱にまで、アクセシビリティの視点から言及がなされています。確かに、これらはフードコートなどでは必須です。

調味料カウンター

要件には以下が含まれる。

- ・カウンター上面の高さ850mm、**カウンター前端からの到達範囲(奥行き)は最大600mm**
- ・味付け等を調整する台として、最低300mm(幅)×200mm(奥行き)の空きスペース。上面までの高さ850mm、床からのクリアランス750mmの棚を追加すれば、このような空きスペースを作ることができる。ただし、棚を追加することで、最大600mmの到達範囲要件を阻害してはならない。
- ・障がい者には使いにくいことが多いので、**調味料の容器はボトルなど個別包装でないタイプ等が好ましい。**
- ・**ナプキン**は一般的なディスペンサーで提供するものとは別に、**積み重ねたもの、ばらのものも用意**する。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

ゴミ箱など、確かに「これは使いづらい」と思うことはありますね。しかし、そこまでガイドラインに入れるかということ、そのような発想は日本にはなかったことでしょう。

ゴミ箱

要件には以下が含まれる。

- ・高さは最大1,200mm
- ・**手による操作は最小限**にとどめるべきである。



はじめ私には開け方が分からなかったゴミ箱の例

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

次に【アメニティ】の項目を見てみましょう。「会場の座席、トイレ、シャワー、浴室、更衣室」が含まれています。会場の座席は、「アメニティ」と捉えられているのです。

【アクセスと移動経路】

通路と歩行空間、傾斜路、階段、路面、舗装、仕上げ、家具、カウンター、サービスエリア、入口と出口、ドアとドア周辺部、エレベーターとエスカレーター、非常時の対応策

【アメニティ】

会場の座席、トイレ、シャワー、浴室、更衣室

【ホテル及びその他宿泊施設】

アクセシブルルーム、車いす使用者に配慮した客室、宿泊施設内の他のサービス

【刊行物とコミュニケーション】

刊行物、ウェブサイト基準、公衆電話とインターネット環境、表示サイン、補聴援助機器

【輸送手段】

道路輸送手段、鉄道輸送手段、航空輸送手段、海上輸送手段

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

「会場の座席」では、もっとも重要なことは「アクセシブルな座席」の割合です。一般には全体の0.5%、オリンピックでは0.75%、パラリンピックでは1.0~1.2%とされています。

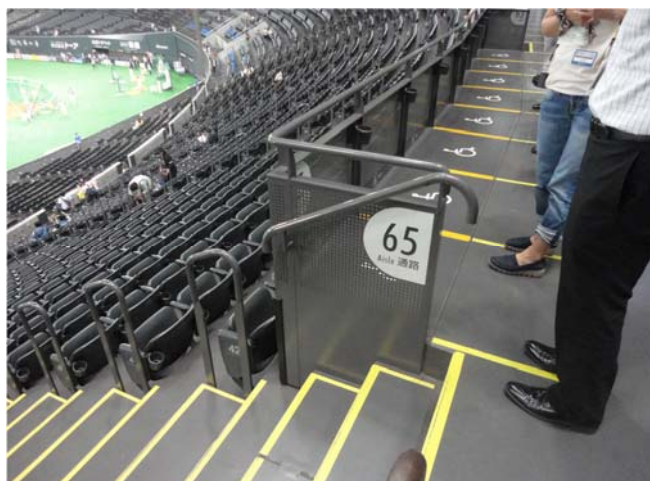


(参考) 広島市民球場のコンコースに設けられた車いす観戦スペース

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

「観客が立ち上がった場合でも、アクセシブルな座席の利用者がサイトラインを確保できるような座席を用意する」ことは、日本のガイドラインにも反映されました。

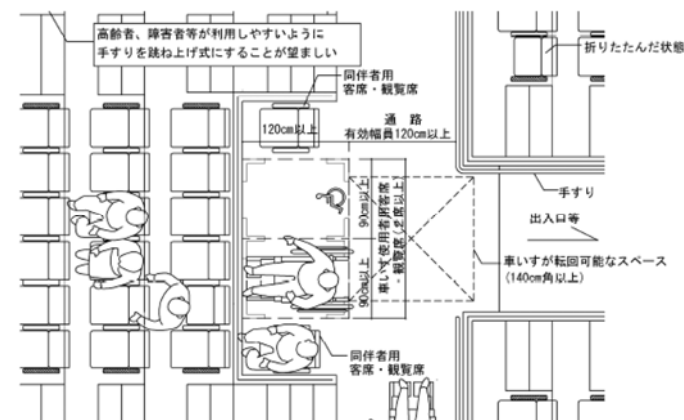


(参考) 札幌ドームの車いす観戦スペース

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

ただ、車いすを使う方がひとりで観戦される、というわけでは当然必ずしもありません。そのため、「同伴者用座席」も当然必要です。ここも、IPCガイドで述べられています。



高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下「建築設計標準」とする)
(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)より抜粋

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

さらにそれだけに留まらず、「付加アメニティ座席」という工夫も示されています。これは、歩行補助具など、普通の座席より大きなスペースを要する人に便利な座席です。

歩行困難者専用のスペースは、水平(最大勾配2%)で寸法要件は以下のとおりである。

- ・車いす使用者用スペース 800mm×1,300mm
- ・同伴者またはアメニティ席 500mm×1,300mm

(中略)

付加アメニティ座席

・付加アメニティ座席は、歩行困難ではあるが、車いすを使用していない人のためのスペースで、**前方と片側のスペースを通常より広く取っている。**

・車いすと同伴者用の座席スペースに加え、会場総座席数の少なくとも1%のアメニティ席を用意するのが望ましい。これら座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段での上下移動が少ないところに配置するのが望ましい。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

続いて【アメニティ】の重要な要素である「トイレ」について。トイレについては、日本は先進国であるとは思いますが、便器周りなどはICPガイドも日本と同等程度。



便器周りの基準(左:IPCガイド、右:建築設計標準)

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

面白いなと感じたのは、アクセシブルなトイレは「男女共用」ではなければならないところ。介助の容易性が理由として挙げられていますが、おそらく性同一性障害対応でもあるのでは、と思っています。

主要原則

- ・人々が少しでも滞在する施設は、その種類に関係なくアクセシブルなトイレが設置されていなければ、アクセシブルとは見なされない。
- ・アクセシブルなトイレは、**男女共用**でなければならない。このような設備により、性別が異なる人、例えば介助者だけでなく家族や年長者からの支援が可能になる。
- ・もし独立したアクセシブルなトイレが一般のトイレから見えない場所に設置されている場合は、適切な方向案内がなければならない。

数と割合

- ・すべての男女別のトイレエリアに隣接して、**男女共用のアクセシブルなトイレを設置**すべきである。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

最後に、【ホテル及びその他宿泊施設】というテーマを見てみましょう。ここには「アクセシブルルーム、車いす使用者に配慮した客室、宿泊施設内の他のサービス」が含まれます。

【アクセスと移動経路】

通路と歩行空間、傾斜路、階段、路面、舗装、仕上げ、家具、カウンター、サービスエリア、入口と出口、ドアとドア周辺部、エレベーターとエスカレーター、非常時の対応策

【アメニティ】

会場の座席、トイレ、シャワー、浴室、更衣室

【ホテル及びその他宿泊施設】

アクセシブルルーム、車いす使用者に配慮した客室、宿泊施設内の他のサービス

【刊行物とコミュニケーション】

刊行物、ウェブサイト基準、公衆電話とインターネット環境、表示サイン、補聴援助機器

【輸送手段】

道路輸送手段、鉄道輸送手段、航空輸送手段、海上輸送手段

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

「アクセシブルルーム」とは、車いす使用者や視覚・聴覚障害者などを受け入れることのできる部屋ですが、その前に全室にユニバーサルデザインの考え方の導入を推奨しています。

アクセシブルルーム

始めに

- ・アクセシブルルームだけでなく、**全室のデザインとレイアウトにユニバーサルデザインというアプローチを採用**することにより、標準的な客室でも様々な身体的、視覚・聴覚的障がいのある人々を受け入れることができるようになる。
- ・これは、結果として**アクセシブルな専用客室の需要を減らす**ことになろう。したがって、新しい施設は、標準的なすべての客室に同一の基本的なアクセスを適用することが推奨される。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

現状では、残念ながら視覚障害者の単独での宿泊が、断られることもあると、視覚障害当事者から聞いています。もちろん、そのようなことはあってはなりません。

宿泊客の個別のニーズに応える

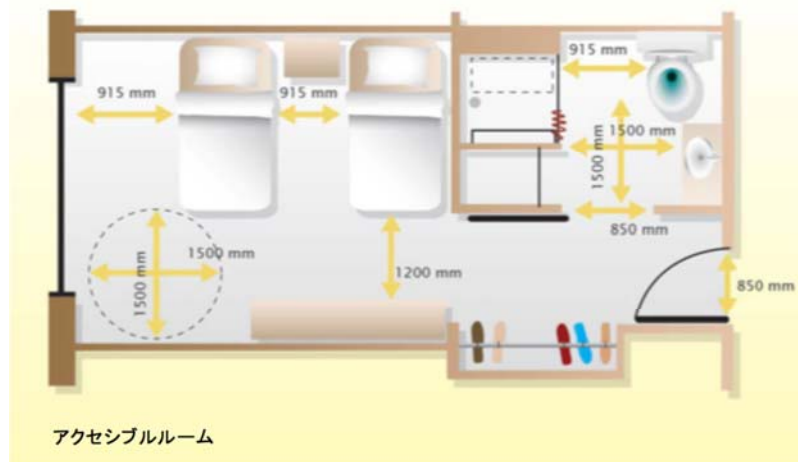
説明と配慮事項

- ・敷居の高さ、ドア幅、移動スペースは、車いす使用者にとっては最も重要な要素である。戸棚、スイッチなどの家具や備品は、車いすから届く範囲になければならない。
- ・聴覚障がいのある宿泊客の要望は、到着時に話し合わなければならない。またそれらの宿泊客は、ハウスキーピング、ルームサービス、避難訓練など、プライバシーや安全に影響を及ぼす可能性のある手続きについて説明されなければならない。文字多重放送のテレビは字幕を表示できるため、聴覚障がい者にとって有益である。また磁気誘導ループシステムがテレビで利用できれば、補聴器を使用している人々の助けとなる。
- ・視覚障がい者が客室を1人で使用する場合、スタッフは客室内の家具の位置や館内諸施設の位置情報を提供すべきである。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

「アクセシブルルーム」についての諸基準は、主に車いす使用者を意図したものです。日本の既存のホテルでは、浴室の仕様が基準に満たないことが予想されます。



アクセシブルルームの基準(IPCガイドより抜粋)

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

そのような事情を勘案したためか、IPCガイドでは「アクセシブルルーム」ほど徹底していないものの、ある程度の改装を行えばアクセスできる「車いす使用者に配慮した客室」という概念と基準も、示されています。

前項では、客室と浴室をアクセシブルなものにするための条件を明記した。しかし、**特に古い施設の場合**などでは様々な制約があるため、そうした**要件のいくつかは技術的に実行不可能**である。

一方、たとえ基準を満たしたアクセシブルなものでなくとも、多くの場合、**簡単にできる対応**によって、客室を一定の歩行困難者あるいは視覚や聴覚に障がいのある人が利用できるようなものに変えられる。

ホテル所有者やその他宿泊施設提供者に対するアドバイスを提供するため、IPCは、「**車いす使用者に配慮した**」客室という概念を導入している。宿泊施設提供者は、このような概念を**採用**することで、施設側は**より多くの人々を受け入れ**、あるいは特に団体客の場合、**限られた数のアクセシブルルームを最適に割り当てる**ことが可能になるであろう。

1. IPCガイドラインとは

1-3. 「第2章：技術使用」について

この「車いす使用者に配慮した客室」の基準は、以下のとおりです。これでも、難しいかとは思いますが。

- ・ドア幅は、客室出入口、浴室出入口とも最低800mm
- ・室内に少なくとも1箇所、直径1,200mm(または1,200mm×1,200mm)のスペース(車いすの方向転換のため)
- ・少なくともベッドの片側に1箇所、最低800mmの移乗スペース
- ・片側に移乗スペースのある、高さ450mmの便座。手すり、またはその他もたれかかるのに適した丈夫なものがあること。
- ・操作パネルの高さは1,400mm以下。もしこれより高い位置にある場合は、適切な「操作補助具」を準備
- ・クローゼットのハンガーの掛け降ろしに使用する、先端を適切に処理した長い棒。固定リングに取り付けたハンガーは、アクセシブルルームには適切ではない。
- ・固定容器に入れたものではなく、動かせるアメニティ(シャンプー、シャワージェルなど)
- ・背もたれ付きのシャワーチェア。シャワーがなく、浴槽を設置している場合、浴槽用椅子と、出入りを容易にするための浴槽内手すりがあること。

1. IPCガイドラインとは

1-4. 「第3章：アクセシビリティトレーニング」について
ここで目次に戻って、第3章を見てみましょう。この、「アクセシビリティトレーニング」という短い章は、私は諸基準にも増して、極めて重要な内容を含んでいると考えます。
第1章 はじめに: 主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則

第2章 技術仕様: テーマの分類は、都市環境の主要要素に従い、アクセスと移動、アメニティ、ホテルとその他宿泊施設、交通手段、刊行物とコミュニケーションを含む

第3章 アクセシビリティトレーニング: スタッフと大会ボランティアを対象とした、アクセシビリティと接遇・気づきのトレーニングについて

第4章 大会の要件: 大会の社会的基盤(競技会場、選手村、競技会場以外の場所)に関する要件

第5章: アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して: 大会の招致に成功した都市が、アクセシブルでインクルーシブな大会を保証するためにの基本原則と主要要素

1. IPCガイドラインとは

1-4. 「第3章：アクセシビリティトレーニング」について
冒頭の「はじめに」では、「個人の態度」などが、「建築物」よりも「深刻なバリアを生み出しかねない」としています。この指摘は、極めて重要です。

はじめに

本章は、サービス提供を首尾よく行うための必須要素であるアクセシビリティトレーニング及び接遇・気づきのトレーニングについて、その特徴、内容及び実施手順について述べたものである。個人の態度、コミュニケーション上のバリア、さらに誤解や思い込みは、建築物における構造的な障壁よりも深刻なバリアを生み出しかねない。それを防ぐには、こうしたトレーニングが重要である。

トレーニングの主な受講者は、OCOGのスタッフと大会ボランティアである。トレーニングは次の3段階で実施される。

1. 障がい者に対する一般的な接遇トレーニング
2. 大会/任務別のアクセシビリティトレーニング
3. 会場固有のアクセシビリティトレーニング

1. IPCガイドラインとは

1-4. 「第3章：アクセシビリティトレーニング」について
「トレーニングのテーマ」も示唆的です。「障がいではなく、その人自身に注意を集中」「まず何をおいても相手を理解」など、簡単に書いてあるけれど、けっこう難しいことです。

トレーニングのテーマ

効果的なトレーニングの主なテーマは以下のとおりである。

【障がいではなく、その人自身に注意を集中する】

人々は、障がい者である前にまず人であり、それ以外の何者でもない。重要なのは常に相手その人自身であり、障がいの中身ではない。

【まず何をおいても相手を理解する】

大会は、障がいのある選手、障がいのある観客、障がいのある大会関係者、障がいのあるボランティア、市民としての障がい者と出会う環境であることを認識することが必要である。こうした人々のニーズは異なるかもしれないが、それに対するアプローチは常にひとつである。

1. IPCガイドラインとは

1-4. 「第3章：アクセシビリティトレーニング」について「同情せず、相手の人格を尊重」「障害のある人全てが車いすを使っているわけではない」なども、とても重要なポイントです。聴衆の皆さんも、なんらかの障害をお持ちでは？

トレーニングのテーマ(続き)

【障がい者に対して同情せず、相手の人格を尊重する】

ここで出会う障がい者は、一緒に働く同僚であり、すばらしいひと時を過ごす観客であり、あるいは技を競い合う選手である。自身の障がいを気に病んで、同情してほしいと思うような人ではない。

【障がいのある人全てが車いすを使っているわけではない】

人口の10%は障がいがあるが、恒久的な車いす使用者はそのうちの約4%程度である。一口に障がい者といっても様々な障がいがある。例えば視覚障がい者、歩行器具や杖を使用する歩行困難者、あるいは学習障がい者がいる。さらには、関節炎や聴覚障がいなど「目に見えない」障がいのある人々もたくさんいる。

1. IPCガイドラインとは

1-4. 「第3章：アクセシビリティトレーニング」について以下、本章ではトレーニングの方法の総論、各論が文章で述べられます。以下に一部を紹介しますが、とても良くできていますので、是非全体をご一読頂ければと思います。

障がい者を支援する

- ・援助が必要なことはほとんどないが、もし要求されたら、何をすべきで、何をすべきでないかを理解することが不可欠である。
- ・障がいがあるからといって、障がい者が支援を必要としていると決めてかからない。
- ・苦労しているように見えても、本人にとっては単に自分のペースと方法で、問題ないと認識しているかもしれない。必ずまず尋ねてみて、手伝いが不要という返事であれば、言葉とお受け取る。支援を押し付けたり、申し出を断られても怒ったりしない。
- ・本人の許可を得ることなく、障がい者や歩行器具に触らない。無断で触れることは無作法であるだけでなく、障がい者のバランスを損なう可能性がある。
- ・先を見越して、援助が必要だと判断すればそれを申し出る。
- ・障がい者が座席エリアや会場内の他の施設で支援を必要としている場合で、もし持ち場を離れることができない時は、チームリーダーに連絡し応援を求める。

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

最後に、このIPCガイドラインが、オリンピック・パラリンピックの直接のホスト都市（地域）以外にどのように役に立つのか、考えます。そのため、再び目次を見てみましょう。

第1章 はじめに: 主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則

第2章 技術仕様: テーマの分類は、都市環境の主要要素に従い、アクセスと移動、アメニティ、ホテルとその他宿泊施設、交通手段、刊行物とコミュニケーションを含む

第3章 アクセシビリティトレーニング: スタッフと大会ボランティアを対象とした、アクセシビリティと接遇・気づきのトレーニングについて

第4章 大会の要件: 大会の社会的基盤(競技会場、選手村、競技会場以外の場所)に関する要件

第5章: アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して: 大会の招致に成功した都市が、アクセシブルでインクルーシブな大会を保証するためにの基本原則と主要要素

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

実は、序文にてこれらの章は「基本コンセプト（第1～3章）」「個別モジュール（第4～5章）」に分けられています。前者は誰もが、後者は関係者が読むべきものとされます。

第1章 はじめに: 主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則

第2章 技術仕様: テーマの分類は、都市環境の主要要素に従い、アクセスと移動、アメニティ、ホテルとその他宿泊施設、交通手段、刊行物とコミュニケーションを含む

基本コンセプト

第3章 アクセシビリティトレーニング: スタッフと大会ボランティアを対象とした、アクセシビリティと接遇・気づきのトレーニングについて

第4章 大会の要件: 大会の社会的基盤(競技会場、選手村、競技会場以外の場所)に関する要件

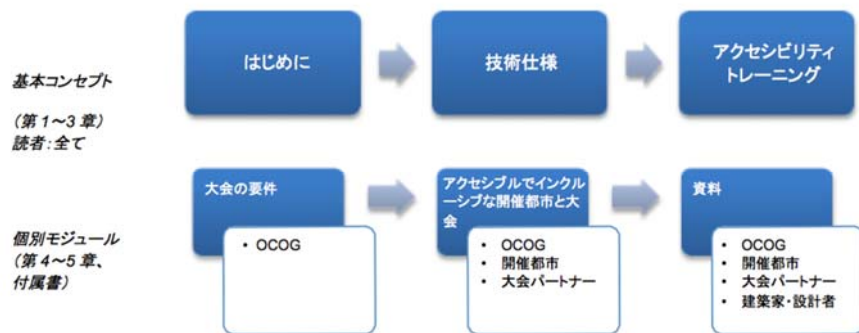
個別モジュール

第5章: アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して: 大会の招致に成功した都市が、アクセシブルでインクルーシブな大会を保証するためにの基本原則と主要要素

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

すなわち、私がいままで説明してきた第2章、第3章は、IPCとしては基本的な価値感として、守ってもらいたいと考えている事柄なのです。



IPCガイド構成図 (IPCガイド「序文」より)

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

では、その基本コンセプトの中核を成すものはなにか。順序が逆になってしまいましたが、ここで第1章の内容を確認しましょう。以下、第1章の冒頭の文章です。

説明

本書の使命と目的は、あらゆるコンセプト、参照資料、ガイドライン、推奨解決策を広めることである。

人権としてのアクセス

アクセスは基本的人権であり、社会的公正の基本である。社会的公正とは、人々を個人として受け入れ、社会生活に完全に参加するための**公平で平等な機会へのアクセスを保障**することである。

真にアクセシブルな環境とは、**人々が何の束縛も受けることなく自立を実現でき、統合を阻害する要因が取り除かれた**ところである。

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

短く言えば「アクセシビリティ」を通じて「インクルーシブ」な社会を実現しよう、と表現できます。これは、まちづくりには普遍的なコンセプトであるべきです。

説明(続き)

国際社会でのアクセシビリティ

アクセシビリティは、ここ2,30年、国際的に広く探究されているテーマである。一部の国では新築の建物や施設に適用すべき設計基準を具体的に示し、判断基準と規制を定めて法整備されている。近年のこのような活動と革新的な歩みにもかかわらず、世界のほとんどの国で、「**先進国**」と言われるところでさえ、**あらゆる人々がたやすく利用できる構築環境はまだ実現されていない**。

本書の使命

本書は、**アクセシビリティとインクルージョンへの取組み**を通じて、全ての利害関係者を大会に完全に参加させ、レガシー計画を容易にする。

1. IPCガイドラインとは

1-5. IPCガイドの汎用性

残念ながら、私たちの暮らす環境は、まだまだアクセシビリティの視点からは問題が山積しています。まず、その問題「**発見**」の手がかりとして、IPCガイドは有効でしょう。

説明(続き)

国際社会でのアクセシビリティ

アクセシビリティは、ここ2,30年、国際的に広く探究されているテーマである。一部の国では新築の建物や施設に適用すべき設計基準を具体的に示し、判断基準と規制を定めて法整備されている。近年のこのような活動と革新的な歩みにもかかわらず、世界のほとんどの国で、「**先進国**」と言われるところでさえ、**あらゆる人々がたやすく利用できる構築環境はまだ実現されていない**。

本書の使命

本書は、**アクセシビリティとインクルージョンへの取組み**を通じて、全ての利害関係者を大会に完全に参加させ、レガシー計画を容易にする。

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-1. ECOMO交通バリアフリー研究

さて、エコモ財団では「ECOMO交通バリアフリー研究」という事業にて、交通バリアフリーに関わる先進的な調査研究棟に助成を行っています。



エコモ財団ホームページより (http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/bfjyosei/bfjyosei_top.html)

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-1. ECOMO交通バリアフリー研究

この研究助成に採択頂き、2015年7月から2017年2月まで、「競技場・スポーツ施設利用時のアクセシビリティ向上に関する研究」という研究を行っています。



エコモ財団ホームページより (http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/bfjyosei/bfjyosei_top.html)

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-2. 研究の目的と概要

これは、競技施設単体ではなく、自宅から競技施設まで、一連の移動のアクセシビリティの課題を発見し、解決策を考えることを目的とした研究です。

立場	視覚障害者	聴覚障害者	車いすユーザー	知的障害者	発達障害者	精神障害者	...
競技者							
観客							
指導者							
...							

場面	視覚障害者	聴覚障害者	車いすユーザー	知的障害者	発達障害者	精神障害者	...
移動							
施設							
宿泊							
...							

調査対象のマトリクスのイメージ

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-2. 研究の目的と概要

現在まで、ウェブなどの文献調査、並びに以下の方々にはヒアリングを行いました。以下、これまでの調査結果を簡単に報告することで、現状の「問題」を考えてみたいと思います。

事例	調査実施日 (2015年)	年齢	性別	居住地域	競技種目	障害の種類	備考
事例A	10月26日	—	—	—	—	—	JPC職員
事例B	11月4日	30代	男性	関東	柔道	視覚障害	
事例C	11月10日	30代	男性	関東	陸上	視覚障害	
事例D	11月14日	50代	男性	関東	車いすテニス	下肢障害	手動車いす使用
事例E	11月14日	40代	男性	関東	車いすテニス	下肢障害・体温調節機能障害	手動車いす使用
事例F	11月27日	20代	男性	北海道	水泳	知的障害・自閉症	
事例G	11月27日	80代	男性	北海道	アーチェリー	肢体不自由	義足使用
事例H	11月27日	40代	男性	北海道	ウィルチェアラグビー	肢体不自由	手動車いす使用

ヒアリング調査協力者の概要

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

事例Aでは、日本パラリンピック委員会の職員の方に、現在IPCが課題と考えている事柄をお聞きしました。その結果から、まず「障害者スポーツに対する認識」を紹介します。

障害者スポーツに対する認識

- ・障害者がスポーツセンターで受け入れてもらいにくい現状がある
- ・「**障害者＝スポーツしたら危ない**」という意識が立ちはだかっている
- ・最初から危ないと思っているから、その人（＝障害をもつひと）たちが利用できるように施設改善するという考えに、なかなか行きつきにくい
- ・車椅子などの器具を用いる競技だと、体育館の床や陸上トラックが傷むのではないか、怪我をして危ないのではないか、などといった懸念があり、**アクセスできるにもかかわらずスポーツ施設の利用を断られてしまう**状況も多い
- ・スポーツセンターを利用しに来る人はエレベータを用いる必要がないという前提のもと、多くのスポーツセンターではエレベータが付いていない
- ・公共の施設や、共用の普通のトレーニングジムとかがなかなか理解を示してもらえないことが結構多い

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

次に「各協議ごとの状況」「練習場所について」のヒアリング結果です。種目によって状況が違ってくるのがわかります。また、練習場所の少なさは切実です。

各競技ごとの状況

- ・車椅子バスケットは、チームが日ごろから練習している会場があり、施設側の理解がある
- ・各競技団体に、それぞれホームグラウンドのようなところがあることが一般的
- ・水泳については、障害の度合いが軽ければ普通のスポーツクラブに入って、健常の子どもたちと一緒にトレーニングができる
- ・視覚障害陸上競技については、ガイドを探す必要がある
- ・ブラインドサッカーでは、静寂性とフィールドを囲うフェンスの保管場所が課題
- ・**静寂性があるところでないとはブラインド競技はできない**

練習場所について

- ・（障害者スポーツ競技の）**練習する場所が圧倒的に少ない**。
- ・最寄りの施設に行くのに、隣の県までいかないといけないという人もいる
- ・「障害者＝スポーツしたら危ない」という意識が変わらない限りはアクセシビリティは良くならない
- ・地域の障害者スポーツセンターや、地域の利用可能な体育館に行く場合に、アクセシビリティに問題があると思われる人たちは、**最初から車で移動**する

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

この事例の最後として、パラリンピック特有の課題をまとめました。事前合宿、宿泊施設が大きな課題です。

事前合宿

- ・時差があるヨーロッパからは**事前合宿場所について、多数の希望が予測**される
- ・自治体レベルで事前合宿のチームへの対応できるスポーツ施設がない

宿泊施設

- ・チーム規模の人数に**対応できるホテルが国内にそれほどない**
- ・現状は、ビジネスホテルでコーチが一生懸命介助してお風呂に入れる状況もある
- ・招致するにはIPC基準の競技場やそれなりにアクセシブルな宿泊施設がないと、手を挙げることができないという状況になっている

サポートチーム

- ・障害者スポーツ競技ではサポートチームの人数が健常のスポーツと比べて多くなる
- ・サポートチームの構成としては、競技団体の組織運営を担う事務局、事務局の中にコーチ、メディカルの部分ではチームドクターとトレーナー、健常の人との競技の場合には競技パートナー、車椅子や義足を用いる競技の場合はメカニックなど
- ・サポートチームのひとの大半がボランティアで賄っており、長期間の休みをとれる環境のひとに頼らざるを得ない

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

次に競技者の調査結果を紹介します。まず、視覚障害アスリートの事例B、Cから。事例Bは柔道、事例Cは短距離走の競技者の方です。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

まず移動場面についてのヒアリング調査結果です。お二人とも、デバイス（スマートフォン）を利用した徒歩移動など、自律的な移動を行っています。

場面	課題	要望と工夫、優良事例
徒歩		<ul style="list-style-type: none"> 歩いて10分程度であれば、デバイスを活用することでたどり着くことができる 基本的にはデバイスを利用して移動するが、迷ってしまった場合、最終的には電話で道順がわかる人に聞く 道幅が広ければ、車いす利用者とロービジョン者がともに移動することで、前者は後者の目となり、後者は前者の物理的なバリアを超える手助けをするといった相互補助ができる
バス	<ul style="list-style-type: none"> 地域によって、先/後払い、前/後ろ乗りといったルールが異なるのがわかりにくい 整理券番号による運賃表示が読めない 	<ul style="list-style-type: none"> 電光掲示が読めない
在来線	<ul style="list-style-type: none"> 電車内のアナウンスは聞こえないことが多い 乗り換えが複雑な駅での乗り換えは避ける 発着のプラットフォームが急行、準急、特急等によって異なりわかりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> デバイスを利用して、電車内に居ながらにして停車駅情報などを取得できると便利
団体移動		<ul style="list-style-type: none"> 集団移動は集まれさえすれば特に問題は生じないので集合場所は詳細に打ち合わせる 駅員に尋ねるか、コーチに目の代わりになってもらう

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

次に競技施設についてのヒアリング調査結果です。靴箱やロッカー、自動販売機など、細かな点で課題が見られます。

場面	課題	要望と工夫、優良事例
扉	<ul style="list-style-type: none"> 扉に、自動ドア、開き戸、両開き戸があったり、取っ手が異なるとわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 建具がシンプルで統一されていることが望ましい
通路	<ul style="list-style-type: none"> 壁や柱の色を手掛かりとしているので、掲示物によってそれらの色が急が変わっていると場所がわからなくなってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 段差や点字ブロックを手掛かりとしている
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 競技場の入り口がわからないことが多い 靴箱は、どこに置いたかわからなくなってしまうことが多い 夜に施設を訪れると、入口が暗くてわからない 	<ul style="list-style-type: none"> 常時利用者の多い施設ではイベントの際に人が立って誘導するようにすれば、施設までたどり着くことができる
競技場	<ul style="list-style-type: none"> 荷物は動かされてしまうとどこにあるかが全く分からなくなってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> タグをつけるなどして自分の荷物を識別する 荷物は固定できるようにしてあるとありがたい
サイン	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に案内表示は見えていない サインは大きくないと見えないが、大きすぎても視野から欠けてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 音声によるナビか、大きめのサインがあると弱者でも視認できる 一般に知らせる内容は邪魔にならない程度の音声で、細かい情報に関してはデバイスでアクセスするといった2段階構えで計画されることが望ましい
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> サイズやボタンの位置が様々で使いにくい ボタンを識別できず、多機能トイレを利用すると混乱する 	<ul style="list-style-type: none"> 大きめのサイン、通常の大きさのサインと音声のサインがあるとわかりやすいのではないか
ロッカー	<ul style="list-style-type: none"> 番号式の鍵だと使えないので鍵式だとありがたい ロッカーに振ってある番号は読めない 	<ul style="list-style-type: none"> ロッカーは場所、位置で覚えている
シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ハンドルの識別ができないため、試みに回して確かめる 	
売店		<ul style="list-style-type: none"> 店員の対応として、視覚障害者が来店した際にはまず、何がほしいのか尋ねるようになると便利
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 弱者には使いにくく、全盲者には使えない 	

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

次に競技施設についてのヒアリング調査結果です。靴箱やロッカー、自動販売機など、細かな点で課題が見られます。



自動販売機に券機に看板、何かと見えない

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

事例B・Cの最後として、宿泊施設についてのヒアリング調査結果です。部屋の解錠方法、食事の形式など、利用者視点でのアクセシビリティの課題が示されています。

場面	課題	要望と工夫、優良事例
部屋	<ul style="list-style-type: none"> エアコン、電灯といった設備の使い方がわからない エレベータを降りた所にフロアマップがあると良い 初めて利用する宿泊施設は間取りや設備がわからない 暗証番号式、カード式の鍵はある程度視覚情報を要するため使いにくい シリンダー錠がシンプルで使いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 困ったら従業員に聞けば解決される 部屋に関する情報が事前にあるとよい
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ビュッフェ形式だと食べ物を識別することができない ビュッフェ形式、料理の個別オーダー形式の注文方法だと逐一料理を訪ねる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ある程度視力のある者が全盲者の分まで取ってくる

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

続いて車いす利用者（事例Gに関しては義足も併せて使用）の事例D・E・G・Hの移動場面についてのヒアリング調査結果です。自動車利用中心、列車利用の困難が特徴的です。

場面	課題	要望と工夫、優良事例
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 大会時に遠出する際車いす用の自動車（無料）を借りることができるが、運転手を別途手配しないとイケない 気軽に宿舎外にご飯に出かけるなどができず、結局、使い勝手が悪い 	
バス	<ul style="list-style-type: none"> 大型の身体障害者用バスでは、全員が乗り入れるまでの所要時間が長い 	<ul style="list-style-type: none"> 2～3人乗りの小型バス・ミニバンの方が定員も少なくすぐに出発できる。数を多く回すことができるというメリットが多い 過度の設備を備える必要はない バスの運転手による人的な対応が肝要である
在来線	<ul style="list-style-type: none"> 大会用の荷物を持っての在来線利用は、スペース等の理由からハードルが高い 乗り換え、駅の構造が複雑で移動がしにくい 駅近辺の駐車場料金が安い 	
新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線駅までの移動に在来線を用いなければならない 	
飛行機	<ul style="list-style-type: none"> 空港利用時に、格安航空券だと搭乗口が遠く、歩くことがつらい 	<ul style="list-style-type: none"> 日本で広く用いられる車輪を着脱する方式のイールチェアはオーバークオリティではないか
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 使用する道具が合計20kgぐらい。駐車場から施設内へ運ぶ時にキャリーなどを使用するが重くて大変 冬季の駐車場からのアクセス、除雪が雑だと車いすが進まない、競技用車いすの運搬ができない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用している体育館は、専用駐車場の除雪が行き届いていて大きな問題はない 地下駐車場があれば便利

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

車いす利用者事例D・E・G・Hの競技施設についてのヒアリング調査結果です。予約の問題がやはり指摘されたましたが、用具置き場など、海外で柔軟に対応している事例も効くことができました。

場面	課題	要望と工夫、優良事例
予約	<ul style="list-style-type: none"> 利用する以前の問題として使用予約がとれない フローリングの床に傷がつくから困るといわれる 	
通路	<ul style="list-style-type: none"> カーベットが敷いてあると、毛に足が絡まり方向が狂ってしまい、ストレスに感じる 点字ブロックは通行の妨げになることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> カーベットを敷くにしても、車いすの幅だけ、摩擦の少ない素材であることが望ましい 点字ブロックがゴムのような柔らかい素材で作られていると、車いす通行の妨げにならない 車いすでテニステアアをもって通れる幅がほしい
用具置き場	<ul style="list-style-type: none"> 競技用車いすが廊下にしか置けないので、観客の通行の邪魔になってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 国外大会では、競技場の外にテントを建て、地面にテーピングによって枠と数字を振り、選手が各々の車いすを置く場所を定めた事例があり、便利だった
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> マシン同士の間的車いすを置くスペースが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 米国では、車いすのまま使用できるマシンがある
観客席	<ul style="list-style-type: none"> 車いす席が隔離されている日本の観客席では障害者が疎外感を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> 観客席の座席が着脱式になっていて、席を外すことで車いす席とすることができるのが望ましい
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 車いす用トイレが狭く、障害者のために手すりなど設備はあるのに車いすが入れない 	<ul style="list-style-type: none"> 開口の袖壁の長さを減らし、間口をもっと確保することが望ましい
シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者が使用できるシャワーがすくない 固定式のシャワー、ヘッドの角度や温度調節が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 折り畳み式のベンチであったり、プラスチックのベンチがおいてあると、者がおけるなどして便利

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

車いすテニスの競技場の写真です。一般のテニス場を利用しているため、競技用（または常用）の車いすを置く場所が、なかなか取れません。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-3. 研究結果（継続中）

最後に、事例F（知的障害・自閉症）のヒアリング調査結果です。慣れた場所での移動は自力での移動が可能で、施設利用の際も基本的にコーチ等が付き添い、特段の問題はありません。しかし初めての場所では、施設の動線や構成がシンプルであることが求められています。

場面	課題	要望と工夫、優良事例	
移動		<ul style="list-style-type: none"> 困ったことやパニックになった場合は、職員さんに相談、または母親に携帯電話で連絡するよう、言い含めている 	
競技施設	通路	<ul style="list-style-type: none"> 動線が複雑な施設は使いづらい 初めての場所では、エレベーターの場所が分かりづらいことがある 	<ul style="list-style-type: none"> イギリスの国際大会に出場した際の会場は、コンパクトでわかりやすかった
	ボール等		<ul style="list-style-type: none"> 利用する際はコーチ等が付き添うので、特に困ることは無い
	ロッカー	<ul style="list-style-type: none"> 職場から直接向かう際、ロッカーが小さく職場の荷物が入らない 	
	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 初めての場所では、男女で迷うことがある 	
	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> 初めての場所では、男女で迷うことがある 	

2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-4. これまでの調査結果のまとめ

まだ調査中なので、きちんとしたまとめではありませんが、ここまで感じた事柄です。まず、「障害種別による困りごとの違い」があります。

視覚障害者は、物理的より情報的な問題、具体的には、ロッカーや宿泊施設の鍵などが課題です。また「団体で行動する場合の集合場所」「ビュッフェ形式での食事」などの課題は、パラリンピックで特に問題となる課題であると言えます。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-4. これまでの調査結果のまとめ

また、視覚障害アスリートは、アクセスは概ね自律的に移動できますが、夜間の出入り口のわかりにくさ、掲示物などによる室内環境の変化が課題として挙げられました。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-4. これまでの調査結果のまとめ

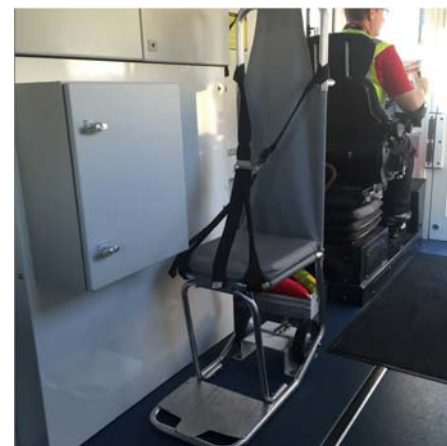
これに対し、車いすを使用するアスリートは「荷物が多い・大きい」ことが前提で、その際のアクセシビリティ確保が課題となっています。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-4. これまでの調査結果のまとめ

同時に車いすを使用するアスリートからは、すべてに完璧に対応しなくても、簡便な方法でも良いとの意見も聞かれました。例えば、飛行機内のアイルチェアは、写真のような簡易的な物でも問題無い、との意見も頂きました。



2. パラリンピックアスリートの活動実態

2-4. これまでの調査結果のまとめ

飛行場からホテル、競技施設等への移動も、大型のバスでは無く、小型バス・ミニバンなどのピストン輸送の方が、待つ時間も短く便利である、との意見も聞かれました。



3. まとめ

- ・IPCガイドは、必ずしもオリンピック・パラリンピック大会だけのガイドではありません。建物や街のみならず、サービスや情報伝達まで、幅広くアクセシビリティに対する留意事項を示しています。
- ・IPCガイドでは、「付加アメニティ座席」や「車いす使用者に配慮した客室」など、アクセシビリティの最大化に対し様々な工夫を提案しています。
- ・実際のパラリンピック競技の競技者へのヒアリングからは、まだまだ課題が多く残されていることが示されています。同時に、「完全」でなくとも、「使える」ことができる工夫もあるとの意見も聞かれました。
- ・IPCガイドにあるように、「相手を理解」することで、いろいろな解決方法があるはずだ、と考えています。